

Title	〔商法二〇二〕 約束手形の支払期日の変造と手形法二〇条一項但書の適用(東京地裁昭和五〇年六月二五日判決)
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.6 (1980. 6) ,p.108- 112
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800615-0108

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二〇二〕 約束手形の支払期日の変造と手形法二〇条一項但書の適用

〔判示事項〕

約束手形の支払期日が受取人によつて変造され、原文言の支払期日の記載によれば支払拒絶証書作成期間経過後に裏書譲渡されたこととなる場合は、変造文言によれば満期前の裏書譲渡になる場合でも、右裏書は手形法二〇条一項但書の期限後裏書として指名債権譲渡の効力がなく、振出人は右裏書による譲受人に対し、対価を得ることなく手形を振出した旨の抗弁をもつて対抗することができる。

〔参照条文〕

手形法二〇条一項、同六九条、民事訴訟法七四四条、同七四五条

〔事実〕

Yは、Aから「銀行に担保に差し入れるための手形を貸与して欲しい」との依頼を受けてその依頼に応じ、手形を支払期日の三日前に返却する約束で、対価を得ることなく金額五〇〇万円、支払期日

（東京地裁昭和五〇年六月二十五日判決
昭和四九年(一)三三四二号債権仮差押異議事件）
週刊金融商事判例四七四号二六頁

昭和四八年九月三〇日、振出日、受取人共に白地の約束手形一通を振出し、Aに交付した。Aはその後、白地部分の振出日を昭和四八年八月三〇日、受取人はAと補充したが、支払期日を昭和四九年一月三〇日と変造し、変造前の原文言の支払期日の記載によれば期限後になる昭和四八年一月二二日に右手形をBに裏書譲渡した。Xは、昭和四九年一月三十一日にこの手形をBから裏書譲渡されたので、この手形を支払場所に呈示したが、支払を拒絶されたので、約束手形金請求事件を本訴として、Yが右手形の不渡処分を免れるために預託した預託金の仮差押をしたが、これについてYから異議が申立てられたのが本件である。

Xは、右預託金がYに返還されると、本案で勝訴の判決をえてもその執行に甚しい支障、困難の生ずるおそれがあることを理由として、右仮差押決定は相当であるとしてその認可判決を求めたが、これに対しYは、本件手形は支払期日を昭和四八年九月三〇日として

振り出したところ、後にAがそれを昭和四九年一月三〇日と改ざんして右手形を改造したものである。また、XがBから裏書譲渡されたのは昭和四九年一月三十一日ではなく、同年一月二三日であると主張した。そして(1)債務者Yが本件約束手形をAに振り出したのは、銀行に担保に差し入れるため手形を貸与してほしいというAの依頼によるものであり、右手形は何らの対価を得ることなく振り出されたものであるから、YはAに対しては右手形の振出人としての手形金支払義務を負わない。また、Yが手形を振り出す際、Aは、Yに対し、右手形を支払期日の三日前にYのもとに持参して返却する旨を約したから、Aは右手形を右の期限前に限って他から金融を受ける目的に使用しうるにとどまるものというべきである。ところで、Yは、本件手形の支払期日を昭和四八年九月三〇日として振り出したのであるから、Xの主張するAからB、BからXへの各裏書はいずれも期限後の裏書であつて指名債権譲渡の効力しか有しないこととなり、従つて、Yは右の事由をもつてXに対抗しうる関係にある。

(2)Yは、本件約束手形を振り出す際、五〇万円と記載するつもりのところ、チェックライターの操作を誤り、五〇〇万円と〇を一個余分に誤記してしまつたから、Yの本件手形の振出行為は要素に錯誤があるため無効であると主張した。

(判旨)

原仮差押決定取消、債権者Xの申請却下

「債務者Yは本件手形をその支払期日を昭和四八年九月三〇日と記載して振り出したのに、この手形を受取つたAが後にその記載

を昭和四九年一月三〇日と恣に改ざんしたものと一応認めることができ、この認定を左右するに足りる疎明はないものというべきである。」

「債務者Yは、本件手形を、Aに銀行からの金融を受けさせるため、同人から対価の交付を受けることなく同人に振り出し交付したものであること、その際、Aは本件手形を支払期日の三日前に債務者Yのもとに持参して返却する旨を約していたことを一応認めることができ、右認定を左右するに足りる疎明はない。」

「本件手形についてのAからBへの裏書が昭和四八年一月二二日になされたこと、Bから債権者Xへの裏書がさらにその後になされていることについては当事者間に争いがない。そして、……本件手形の支払期日は昭和四八年九月三〇日であると認めるべきであるから、右の各裏書はいずれも手形法二〇条一項但書の期限後裏書として指名債権の譲渡の効力を有するにとどまるものというべきであり、従つて債務者Y主張の抗弁は理由がある。」

〔研究〕

一 判旨が債務者Yの主張を理由があるとしている結論には賛成であるが、融通手形の期限後裏書による取得者に対し融通手形の抗弁を対抗できるかについては、今一つ理由を明らかにするべきであつたように考える。

本件約束手形は、YがAに金融を得させるため支払期日を昭和四八年九月三〇日として振り出したところ、Aは、これを昭和四九年一月三〇日と改造し、昭和四八年一月二二日にBに裏書譲渡し、

Bはその後これをXに裏書譲渡している。そこで、かかる裏書が期限後裏書になるか否かが問題となる。期限後裏書とは支払拒絶証書作成後または支払拒絶証書作成期間経過後の裏書をいうが(手七七一条一項二号、二〇条一項)、期限後裏書であるか否かは、手形に記載された日時によつてではなく、現実に手形の裏書が行われた日時によつて決定する(同旨、田中誠二・手形小切手法詳論下五三三頁、大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法小切手法二四二頁、佐藤庸一「手形・小切手の譲渡」手形法小切手法講座三〇頁、大判大八・二・一五民録二五輯八二頁)。

そして、手形の支払期日が変造された場合は、変造前の原文言によつて決することは、最高裁判所昭和四七年六月二二日の判決(金融法務事情六五六号三三頁)に照らして明らかである。本件の場合、AからBに裏書譲渡されたのは、昭和四八年一〇月二二日で、BからXに裏書譲渡されたのはそれ以後であり、本件約束手形の支払期日たる昭和四九年一月三〇日という記載文言は昭和四八年九月三〇日の記載文言を変造したものであると認定されているから、変造前の支払期日を基準にすれば、AからB、BからXへの裏書は、ともに拒絶証書作成期間経過後になされたことになり、これが手形法二〇条一項但書の期限後裏書となることはいうまでもないといえる。

期限後裏書の方式は、通常の裏書と同様の方式によるが、通常の裏書には権利移転の効力(手一四条一項)、資格授与的効力(手一六条一項)、担保的効力(手一五条一項)のほか、善意の被裏書人のために善意取得(手一六条二項)と人的抗弁の切断(手一七条)が認められ

るのに対し、期限後裏書の場合は、流通を保護する必要がないから、指名債権譲渡の効力が認められるにすぎない(手七七一条一項一、二〇条一項但書)。したがつて期限後裏書の場合は、人的抗弁は切断されず、債務者は期限後の裏書人に対する一切の抗弁をもつてその後の取得者に対抗できることになり、その善意、悪意は問われない。すると、本件の場合、期限後裏書の被裏書人たるBおよびXは、人的抗弁は切断されず、結局裏書人たるAの有する手形上の権利を承継するにとどまることになる。

ところで人的抗弁が切断されないことから問題となるのは、融通手形の抗弁である。本件において、YがAに手形を振り出したのは、専らAに金銭の融通を得させるためで、いわゆる融通手形である。融通手形の場合は、融通者たる振出人は、被融通者たる受取人に対しては支払を拒むことができるが、それ以外の手形取得者に対しては、それが融通手形なることを知つて取得しても、融通手形であることを理由にその支払を拒絶することはできない。そうであれば手形による金融の実効性は期待できないからである。その意味では、融通手形の抗弁は人的抗弁ではあつても他の人的抗弁とは異り、悪意の抗弁(手一七条但書)の成立する余地はない。このことは古くから判例の認めるところであり(大判昭和二・四・二二新聞二八三三号一七頁、同昭和三・四・二一評論一七卷商三二七頁)、最高裁判所判例もこの立場を踏襲し(最高判昭和三四・七・一四民集一三卷七号九七八頁)、学説上もこれが通説である(田中誠二・手形小切手法詳論上六四頁、二五二頁、大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法小切手法一九四頁、

服部栄三・手形小切手法九頁、高窪利一「融通手形」手形法小切手法講座2二〇八頁、北沢正啓「融通手形——悪意の抗弁の成否、期限後裏書による取得者に対する抗弁の成否と性質」ジュリスト二五七号一三一頁、今井宏「融通手形の抗弁」商法演習Ⅲ二三四頁、古瀬村邦夫「融通手形」新商法演習一六五頁。すると、融通手形の抗弁と期限後裏書との関係が問題となるが、前述したように、期限後裏書の場合は、指名債権譲渡の効力しかないから（手形法七七条一項一号、二〇条一項）、人的抗弁は切断されず、債務者は期限後の裏書人に対する一切の抗弁をもつて所持人に対抗することができ、その善意、悪意は問題にならないのに対し、融通手形の抗弁は、裏書人から被裏書人への引きつぎがはじめから問題にならないから、その裏書が期限後裏書の場合でもひきつがれるものではない。すなわち、一般に融通手形は満期以後も融通手形であり、融通者たる手形の振出人は、満期以後も被融通者たる受取人に対して融通手形たる抗弁を有することを前提とすると、振出人は、それが期限後裏書であるという一事によつてそれ以外の手形取得者に対し債務を免れることはできないことになるはずだからである。そこで融通手形の期限後裏書による取得者に対し、融通者が融通手形の抗弁を對抗できるかについて検討してみることとする。この問題については、その融通手形が一定の期限までに返還を受ける旨の特約がある場合と、かかる特約のない場合とがあり。返還の特約があるものについては、その特約の存在を理由として融通手形の抗弁を主張できるとするが（大判大正二・二・一六民集二卷三号七七頁、反対・東京地裁八王子支部判昭和三四・一一・六下民集一〇卷

一一号三頁）、特約のない場合についても、期限後には融通手形の抗弁を對抗できるとする見解が多い。殊に最高裁判所昭和四〇年二月二一日第三小法廷判決は、受取人が融通手形によつて金融の目的を達した後、受け戻した手形を更に期限後に金融のため第三者に裏書譲渡し、その手形所持人から振出人に手形金の支払が求められたケースについて、「受取人が当該手形によつて金融の目的を達したときは、満期までに受取人が支払資金を供給するか、または、手形を回収して振出人に返還することが合意されるのを取引の一般とする」から、受取人は、当事者間に別段の意思表示のないかぎり、再びこれを金融のために第三者に譲渡してはならず、この意味で、右手形は融通手形たる性質を失い、振出人が受取人に対し手形金の支払を拒絶できる関係は第三者に承継され、その善意、悪意を問わず支払を拒絶できると判旨し、学説の多くもこの結論を肯定している（今井宏「いわゆる融通手形振出の趣旨の解釈」民商法雑誌五五卷二二号二八八頁、島谷六郎「期限後裏書と融通手形の抗弁」金融法務事情四三六号四頁、竹内昭夫「融通手形の振出人は、受取人からの期限後裏書による手形取得者に対して支払義務を負うか」判例商法Ⅱ一四七頁以下）。ただ学説の中には、その人的抗弁事由について、あるいは融通手形性を喪失し返還されるべき手形であるという抗弁であるとし（北沢正啓・前掲ジュリスト二五七号一三三頁）、あるいは、原因欠缺の抗弁であるとするものがある（高窪利一「融通手形」手形法小切手法講座2二〇二頁）。

融通手形の場合は、融通者と被融通者との間でその手形により金融の目的を達した場合は、満期までに支払資金を提供するか、ある

いは手形を受け戻して融通者に返還する旨の合意がなされるのが通常であり、融通者たる振出人も満期後には手形は流通しないものと思つて手形を振り出すものといえるから、特段の事情のない限り、当事者は満期前に限つて手形を利用できる前提でこれを振り出し、融通しているものと解すべきである。したがつて被融通者はすでにその手形によつて金融の目的を達した後受け戻したか、あるいは金融を受けないで満期を経過したかにかかわらず、満期後にはこれを融通者たる振出人に返還する義務を負うといふべきである。そして仮りに融通者に返還されなかつた場合も、その手形はもはや融通手形としての性質を失つているから、振出人は、融通手形性を喪失し返還すべき手形であることの抗弁をもつて所持人に對抗できると考へる。このように見てくると、本件では、Aが銀行の担保に供するために貸与してほしい旨の申入れに応じてYは本件手形を振り出したが、この手形は支払期日の三日前には返却するという約定の下に振り出されているから、期限後裏書の取得者たるXに対してはその特約を前提として融通手形の抗弁を以て支払を拒絶することができると考へる。判旨もおそらくかかる立場に立つていると考へられるが、その理由をもう少し開示しなければ説得力を欠くと考へる。

二、次に本件手形金額について検討すると、債務者Yは、金額に

ついて「本件約束手形を振り出す際、金額を『500,000』と記載するつもりのところ、チェックライターの操作を誤り、『5000,000』

と「0」一個を余分に誤記してしまつた。従つて、債務者の本件手形振出行為は、その要素に錯誤があるため無効である」としているが、これに対し判旨は、「甲第一号証の約束手形を、その成立について争ひのない乙第五号証の債務者会社で使用しているチェックライターによつて打刻された数字の記載等にてらして仔細に検討すると、手形の左上に当初貼付されていた収入印紙を後に剝離してそこに新たな印紙を貼付しなおした形跡が歴然としていて、金額欄の「5」と「0」の間に「0」が後に挿入された形跡があること等本件手形のうえに変造が加えられたことをうかがわせるような点をいくつか発見することができ」としている。債務者Yは支払期日については変造を主張し、金額については錯誤に基く誤記を主張しているのに、支払期日のほかに金額も変造であるかのような表現がなされていることは疑問である。「またその成立について争ひのない乙第四号証の一や前記乙第三号証に記載のある債務者会社代表者の筆跡による字体をみると、同人の記載した「8」の字を「9」と、「9」の字を「1」と改ざんすることは比較的容易であることがうかがえる」として、これらのことが、受取人Aが支払期日を変造したことの認定の根拠にしているような表現が見られることも不当である。